様式１号

無人航空機等の飛行に係る届出書

１　飛行内容

|  |  |
| --- | --- |
| 無人航空機等を飛行させる者 |  |
| 飛行の目的 |  |
| 飛行の日時 |  |
| 飛行の経路（飛行の場所） | ※飛行させる場所を具体的に記載してください。複数個所ある場合は、すべて記載してください。※必要に応じて、図面等を添付してください。 |
| 飛行の高度 | 地表等からの高度　　　　　　　　　　ｍ |
| 航空法上の国土交通大臣の許可・承認の有無 | ※許可・承認書及び当該申請書類の写しを添付してください。※許可・承認が不要な場合は、そのことがわかる資料を添付してください。 |
| 無人航空機等の製造者、名称、重量、その他無人航空機等の特定に必要な事項 | ※製造者名・無人航空機等の名称・重量等の仕様を記載してください。※全ての事項が資料でわかる場合は、「別添資料のとおり」とし、資料の写しを添付してください。 |

２　安全対策等の確認について

下記の確認事項の記載内容を確認のうえ、申請者がチェック欄の□に✓を記入してください。チェックできない項目がある場合には、安全対策がされないものとして許可することができません。

なお、操作研修会など操作経歴の浅い者が操縦する場合は、各確認事項について、操作指導者等によって対応できる場合は可とすることができます。

（１）無人航空機等の機能及び性能に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 |
| 1 | 鋭利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く。）。 | □ |
| 2 | 無人航空機等の位置及び向きが正確に視認できる灯火または表示灯を有していること。 | □ |
| 3 | 無人航空機等を飛行させるものが燃料又はバッテリーの状態を確認できること。 | □ |
| 4 | 特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸・飛行・着陸ができること。 | □ |
| 5 | 操縦装置により適切に無人航空機等を制御できること。 | □ |

（２）無人航空機等の操縦者の飛行経歴並びに無人航空機等を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 |
| 1 | 航空法及び電波法、新潟市都市公園条例など関係法令に関する知識を有し、順守すること。 | □ |
| 2 | 安全飛行に関する知識を有すること。・飛行ルール（飛行の禁止区域、飛行の方法）・気象に関する知識・無人航空機等の安全機能（フェールセーフ機能　等）・取扱い説明書に記載された日常点検項目・無人航空機等を安全に飛行させる際の安全を確保するために必要な体制　　等 | □ |
| 3 | 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。・周囲の安全確認（第三者の立ち入りの有無、風速・風向等の気象　等）・燃料又はバッテリーの残量確認・通信系統及び推進系統の作動確認 | □ |
| 4 | GPS等の機能を利用せずに、安定した離陸及び着陸ができること。 | □ |
| 5 | 飛行中に不具合が発生した場合に、無人航空機等を安全に着陸させられるよう、適切に操作ができること。 | □ |

（３）その他安全対策等に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 |
| 1 | 航空法上の国土交通大臣の許可および承認が必要な飛行を行う場合は、許可・承認書及び国土交通大臣に提出した申請書類の写しを提出するとともに、飛行当日は許可・承認証を携行すること。 | □ |
| 2 | 公園利用者の安全を確保するため、国の定める基準に基づき、飛行の高度及び立入禁止区域を確保し、安全誘導員や監視者を配置するなど、必要な措置を講ずること。 | □ |
| 3 | 公園利用者の利用等に支障が生じないよう、飛行エリア、実施時間帯などの設定を行うこと。 | □ |
| 4 | 飛行当日の公園内において、飛行中の注意喚起や、許可を受けての飛行であることを、操作者近辺に表示をするなどにより、公園利用者に周知すること。 | □ |
| 5 | 写真や動画を撮影する場合は、被撮影者のプライバシーや肖像権等に配慮するとともに、被撮影者の同意等は申請者（撮影者）において責任をもって対応すること。 | □ |
| 6 | 総務省が公表している「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン（平成27年9月）」に示されている注意事項に留意すること。 | □ |
| 7 | 万が一の事故が生じた際に、許可を受けた者の責任において対応できるよう、対人・対物に対する賠償責任保険に加入し、保険証書の写しを提出すること。 | □ |
| 8 | 飛行当日、当該届出書のとおり無人航空機等を使用し、操縦者がアルコールを摂取していないか（健康な状態であるか）、安全に飛行できる気象状況、機体状態（損傷や故障等がない）であるかを確認すること。安全に飛行できない状態が生じた場合は、直ちに飛行を中止すること。 | □ |

都市公園内において無人飛行機等を使用するにあたり、航空法や電波法、新潟市都市公園条例等の関係法令及び当該届出書の内容を順守して安全に飛行させることを届け出ます。

なお、関係法令及び当該届出書に反した場合、又は安全に飛行できない状態であると認められる場合には、許可が取り消されることを承諾するとともに、当該飛行を原因として公園内で事項等が生じた場合は、申請者が一切の責任を負うことを承諾します。

　　　年　　　　月　　　　日

　　新潟市長

申請者住所

申請者氏名